

三春町告示第63号

平成27年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年5月28日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成27年6月4日（木）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成27年6月4日、三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 山 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 本 多 一 安
7番 儀 同 公 治	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 佐 藤 一 八
16番 日下部 三 枝		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第50号 専決処分につき議会の承認を求めることについて
議案第51号 専決処分につき議会の承認を求めることについて
議案第52号 幼稚園等遊具更新工事（幼稚園）請負契約について
議案第53号 町道路線の認定について
議案第54号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議案第58号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第1号）について
議案第59号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第60号 平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第61号 平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について
議案第62号 平成27年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第63号 平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

報告事項

報告第1号 平成26年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
報告第2号 平成26年度三春町一般会計予算事故繰越しについて
報告第3号 平成26年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
報告第4号 平成26年度三春町水道事業会計予算事故繰越しについて

平成27年6月4日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 山 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 本 多 一 安
7番 儀 同 公 治	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 佐 藤 一 八
16番 日下部 三 枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收 書記 渡 辺 慎 哉

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	佐久間 幸 久
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	本 間 徹	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農業委員会会長	宗 形 義 匡
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年6月4日（木曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明、議員提出議案の提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託

第 8 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

……………・開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成27年三春町議会6月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

……………・ 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番・山・夫君、2番渡辺泰譽君
のご兩名を指名いたします。

……………・ 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より6月10日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より6月10日までの7日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お配りいたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承
願います。

……………・ 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。
出納検査の結果について、監査委員より、平成26年度第12回、平成27年度第1回、第2回
の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

……………・ 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第50号、専決処分につき議会の承認を求める
ことについて」から「議案第63号、平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算(第一号)に
ついて」までの14議案であります。

……………・ 町長挨拶並びに提案理由の説明、議員提出議案の提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。
最初に、町長挨拶並びに町提出議案の提案理由の説明を求めます。
鈴木町長！

○町長 6月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いた
します。

今年度は、例年の桜の賑わいにJR東日本のデスティネーションキャンペーンが加わって、
華やかな雰囲気の中、新年度のスタートを切ることができました。

滝桜も例年通り見事な花を咲かせてくれましたが、不順な天候もあり入込観光客数は前年
と比べ2割近く減ってしまったことは残念でありました。

しかしながら、今や定番となった滝桜観光ツアーバスの受け入れや、中町蔵やガイナック
スのオープンと、少しずつではありますが、受け入れ態勢や観光資源の充実を実感している

ところであります。

また、今年初めての試みとして、商工会が中心となって「お城山まつり」が開催され、久しぶりに訪れるたくさんの人たちでにぎわいました。昔から当たり前のようであったお城山や蔵などが、イベントなどを通し新たな魅力を発見できたことは非常にうれしい気持ちをいただきました。

さらに、もうひとつ明るい話題として、6月19日、20日に「全国ブルーベリーシンポジウム」が三春町で開催されます。三春のブルーベリーが全国に広がるきっかけとなり、また多くの方が三春を訪れることを期待しております。

さて、現在の町の取り組みであります。最重要課題である除染事業につきましては、三春・岩江地区の住宅地除染が本格化し、平成28年度内の事業完了に向けて取り組んでおります。今後は、住宅地及び道路の除染を実施していくと同時に、風評被害の払拭にも積極的に取り組んで参ります。

また、空き地・空き家対策といたしまして、町では各地区の協力をいただき町内の空き地・空き家の把握に努めております。それらを有効に活用し、定住促進、商工観光拠点の整備など、町内活性化につなげて参りたいと考えております。

次に、県事業である桜川河川改修工事につきまして、三春町内工区は今年度内に完了予定となっております。三春町市街地の浸水被害の軽減を図られるとともに、歴史的景観に配慮した整備となっており、市街地活性化の一助となることと考えます。町でも昨年度整備した百杯宴広場をはじめ、魅力ある景観づくりを推進して参ります。

今後も除染対策や各種政策に取り組むとともに、体験型観光や教育旅行といった通年型観光の開発に努力して参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」の2件をはじめ、幼稚園等遊具更新工事請負契約、町道路線の認定、「国民健康保険税の一部を改正する条例の制定について」など条例に関する議案が3件、「固定資産評価委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」、および補正予算の14議案、さらに報告事項として、予算の繰越明許費の繰越し2件と事故繰越し2件であります。

補正予算につきましては、当初予算後に進展した事業などで、早急に措置すべき経費と、財源の確定があった事業を整理したものが主なものであります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第50号から議案第63号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第50号 「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号 「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第52号 「幼稚園等遊具更新工事（幼稚園）請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第53号 「町道路線の認定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第54号 「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第55号 「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第56号 「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第57号 「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第58号 「平成27年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第59号 「平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第60号 「平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第61号 「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第62号 「平成27年度三春町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第63号 「平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的支出及び資本的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

…………… ● 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第63号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体会とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会付託並びに全体会とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いします。

…………… ● 報告事項について ……………

○議長 日程第8、報告事項について。報告第1号「平成26年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」、報告第2号「平成26年度三春町一般会計予算事故繰越しについて」、報告第3号「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて」、報告第4号「平成26年度三春町水道事業会計予算事故繰越しについて」町長より報告がありました。このことについては、お手元に配布しておきましたのでご了承願います。

…………… ● 散会宣言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

(散会 午前10時18分)

平成27年6月5日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 山 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 本 多 一 安
7番 儀 同 公 治	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 佐 藤 一 八
16番 日下部 三 枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 渡 辺 慎 哉

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	佐久間 幸 久
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	本 間 徹	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農業委員会会長	宗 形 義 匡
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年6月5日（金曜日） 午前10時開会

第 1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、平成十一年六月から平成二十五年六月まで十五年間、日中、議会傍聴の機会がない方々へ議会傍聴の場を提供して、町政への関心と議会

活動への理解を深めていただくため、町議会独自の取り組みとして、六月定例会に限り、一般質問の夜間開催を実施してきたところでございますが、昨今の社会経済情勢の変化に鑑みまして検証・総括を行い、ここで一区切りとし、夜間開催を中止することといたしました。ナイター議会に足をお運びいただきました皆様方、そしてご理解ご支援をいただきました皆様方に、改めて感謝と御礼を申し上げ、ナイター議会中止の報告とさせていただきます。なお、ナイター議会に代わる方策につきましては、議会として別途、町民の皆様へお知らせする所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。本定例会では省エネ対策の一環として、クールビズを実施しております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。それでは、脱衣を許します。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第五十二条の規定により、一問一答方式で、質問席において行います。また、質問時間は、会議規則第五十八条の規定により、質問者一人につき、質問全体で三十分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を、順次許します。

4番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 先に通告してある2件について質問いたします。始めに、少子高齢化に対する町の取り組みについてであります。

1、少子化問題は、全国的なもので国がやるべきことと思いますが、全くやり切れていない現状で、町独自として第三子について保育料無料等の取り組みを行っているところでありますが第二子出産も難しい現状を考えれば政策の変更も検討すべきと思いますが如何でしょうか。

2、高齢化につきましては、若い人が少なくなった、寿命が延びたということでの高齢化であって、元気で長生きをしていただければ特に何ら問題ではないのでありますが、高齢者のみの世帯、高齢者の独り暮らしなどに対する行政としての関わり、更に病気、入院、介護、各種施設の入所等に対する取り組み、今や役場職員だけでは仕事の量的に言っても難しいのではと思います。各地において高齢者自ら、現状認識・現状把握をし、それぞれ今何をすべきか、話し合うことが、種々の問題の解決になると思います。

町は、各地区の高齢者全体のコミュニケーションがどうなっているのか把握をし話し合う場の設定等をすべきと考えますが如何でしょうか。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 4番議員の質問にお答えいたします。まず1点目。少子化対策については、子ども・子育て支援新制度に基づき、町内の子育て世帯からのアンケート結果を踏まえた「三春町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本年4月から運用を開始したところであります。そのため、まずは基本計画に掲げる「妊婦・乳幼児の健康増進」や、「子育てと仕事の両立支援」、「子育ての経済的負担の軽減」など、7つの基本目標に関する事業を推進していきます。また、7つの基本目標に関する各事業の進捗状況は、毎年、外部有識者等で組織された「三春町子ども・子育て支援会議」において検証することとしており、その結果を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に高齢化対策についてであります。三春町におきましても今後ますます高齢化が進展していく状況において、地域社会の在り方を高齢社会に適応した形に見直し、移行していくことが求められております。

議員おただしのとおり、高齢社会とは、高齢者を支える社会ではなく、高齢者が支える社会であるとの認識のもと、シルバー人材センター事業や老人クラブ、高齢者学級などとの連携を図りながら、各地区における高齢者全体のコミュニケーションの実態の把握に努め、既存の介護予防事業「にこにこ元気塾」の機能拡充や支援が必要な高齢者への新たな生活支援サービス担い手の掘り起しなど、各地区の特性に応じたコミュニケーションの在り方を、住民の皆さんと一緒に検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) まあ一番最初ですね少子化問題についてお尋ねしたいと思います。三春町子ども・子育て支援会議において検討するということなんですけども、実際今、第一子のみと言いますか、一人っ子世帯の数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 お答えいたします。平成26年度第一子の数ですが、こちらの統計によりまして、1,592人というふうになってございます。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 次に除染について質問をいたします。

1、各地区の除染の進捗状況についてお聞かせ願います。

2、隣接地が他人名義の空き家、空き地の除染についてであります。町として名義人に対し除染に承諾していただくよう案内をすると説明されました。もし「除染しなくてもいい」と言われればしないと聞いていますが、そうだとすれば、隣に放射性物質(危険物)が置かれた状態で問題だと思いますが、如何でしょうか。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

村田除染対策課長！

○除染対策課長

1点目の質問についてお答えします。除染については現在、「三春町除染実施計画」で定める28年度中の終了を目指し、仮置き場を整備した地区から、順次、住宅地や道路の除染を進めております。また、農地除染については、26年度に終了しております。

まず、仮置き場の整備状況についてですが、27年3月に岩江地区の仮置き場が完成し、計画していた町内5ヶ所全ての仮置き場で除染廃棄物の受入を行っております。

続いて、地区ごとの除染の進捗状況ですが、沢石・要田・御木沢地区および中妻地区の住宅地除染は、26年度までに終了しております。中郷地区は、込木・芹ヶ沢・貝山・柴原の住宅地除染が終了し、狐田・春沢・過足・滝・樋渡・蛇石・根本の住宅地除染を実施中で、年内に終了する予定です。三春地区は、八幡町の住宅地除染が終了し、現在、八島台・荒町・

北町の住宅地除染を実施中で、年内に終了する予定です。大町・中町・新町は、5月に住民説明会を終え、7月から住宅地除染に着手する予定です。

岩江地区は、上舞木の住宅地除染を実施中で年内に終了する予定でございます。

山田・下舞木については、現在、事前調査を実施しており、夏に住民説明会を行ない、速やかに除染業務を発注する予定でございます。また、町道除染については、町内全域で実施しております。現在、約320kmを計画しており110kmほどが終了しております。

2点目の質問についてお答えいたします。

町では、土地または家屋の関係人(名義人など)から除染実施同意書を提出していただき、実施しております。なお、環境省に確認したところ、同意を得ることなく強制的に除染を実施しなければならなくなった事例は把握していないが、発生した場合は、町と協議をして行くとの回答を得ております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 一点だけお尋ねをしたいと思います。一番目の除染についてでありますけれども、答弁の最後に町道除染について実施をしているということの答弁がありました。要するに県道・国道についてはこれからやるのか、それとも町道除染と一緒にやっているのかその辺だけお尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

村田除染対策課長！

○除染対策課長 ただいまの質問にお答えいたします。県道・国道につきましては、町道と併せて県と協議しながら現在実施している状況でございます。国県道の進捗率は10パーセント、1割程度は進んでいると。主に北部地区の方で県道の除染が進んでいるという状況でございます。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 13番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○13番(鈴木利一君) 議長の許可を得ましたので、通告してあります2点について質問させていただきます。始めに成年後見人制度についてであります。

成年後見人は、2000年に介護保険と一緒に作られた制度でありまして、介護保険は身体能力の不十分さを支援し、後見人は判断能力の不十分さを支援する制度でスタートしました。

1番目に、2000年4月から施行された本制度の目的、利用者数と今後の利用者推移について伺いたいと思います。

2つ目に、今までに、法律に基づき後見等の審判請求を行った事があるのか伺いたいと思います。

3つ目に市民後見人の育成及び活用と、成年後見センター等の後見実施機関の設置はどの様に考えているのか伺いたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 13番議員の質問にお答えいたします。成年後見制度は、認知症や知的障害、又は精神障害などによって判断能力が十分でない方が、不利益を被らないよう家族などが家庭裁判所へ申立てすることにより、本人に代わって法的に同意、取消をする権限を付与された成年後見人等を選任して、本人を保護し、支援する制度です。現在、三春町においては9名の方が成年後見制度を利用しております。今後の利用者数推移につきましては、成年後見制度を利用する必要性がある認知症高齢者の増加が予想されており、利用希望の需要も高まるものと考えております。

行政による審査請求につきましては、認知症高齢者や知的障害者、又は精神障害者の福祉を図るため特に必要があると認める時は、市町村長が後見開始の審査請求を行うことができるとされており、平成25年度に1件の審査請求の実績があります。

次に、市民後見や後見実施機関の設置についてであります。現在、成年後見人については、司法書士等の専門職後見人が個人でその任を担っている場合がほとんどであり、これら専門職が支えきれぬ人数にも限度があることから、市民後見人の育成や法人が後見人となる法人後見事業についても、調査・検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 成年後見人の利用者が9名ということで、この人数が多いか少ないかちょっと判断ができませんが、この9名の方の利用状況ちなみに任意後見人制度であったのかどうか。この任意後見人制度というのは、今現在健康であって判断能力があるという人が将来的に不安でその為に将来的不安があるために将来的に活用するという制度なのですが9名の方がそういった任意後見人制度だったのかどうか、ひとつお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 おただしの9名の利用者の詳細につきましては、任意後見人制度なのか、法定後見人制度を利用しているのか、それについては現在のところ手持ちで確認しておりますので、後ほど報告をしたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 任意後見人制度、だいたい後見人制度自体がまだまだ啓発が少ない、認知度が低いということでもあります。今もね詳細が分からないということで後見人制度自体が町民に知られていないんじゃないかと思えますので、今後の自治体の啓発これはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 制度の啓発についてのご質問かと思えますが、これから利用者の増加が予想されますので、様々な高齢者団体等の会議・集まりそういった所に情報を発信してゆくとともに地域住民の方の理解をしていただけるように広報紙等を利用しながら普及に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 市民後見人の育成であります。市民後見人の養成には50単位のカリキュラムが必要となっていますね。まあ1単位で1時間ということでものすごく時間がかかる、養成にはものすごく時間がかかるのでありまして、その実施主体が市町村ということになっています。いま現在は福島県内では福島市だけが市民後見人制度をやっている訳であります。これからの需要を考えれば時間もかかるということで市民後見人制度をただちに養成していかないとならないと思いたいますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 町において市民後見人の育成というふうなご質問ですが、今後の利用者の推移等も見ながら検討して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 次に、障害者差別解消法についてであります。

正式には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と長い名前なんです。障害者基本法の基本理念に則り、差別の禁止を具体化するものでありまして、行政機関や事業者における差別解消措置等を推進し、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として平成25年6月に公布されてあります。

1番目に来年4月からの施行に対して、今までの啓発活動はどのような事を行ったのか伺いたしたいと思います。

2つ目に「地方公共団体等職員対応要領」を定めるよう努める事になっているが、要領を定める予定はあるのか伺いたしたいと思います。

3つ目に障害者やその家族からの差別に関しての相談に対しての、体制はどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

4つ目に公共施設の構造の調査及び改善や整備はどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 質問にお答えいたします。ただ今の質問にもありましたように、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法につきましては、平成25年に可決成立し、平成28年4月1日より施行されます。

これまでの町の取り組みにつきましては、障害者差別解消法の啓発活動等に係る具体的な取り組み実績等はございませんので、来年度からの施行に向け、町内の障害者福祉サービス事業所等で組織する三春町地域自立支援協議会などの関係機関や住民を対象とした啓発活動に取り組んで参りたいと考えております。

2つ目の「地方公共団体等職員対応要領」についてであります。国では、「障害を理由と

する差別の解消の推進に関する法律」に基づく基本方針を、平成27年2月に定めたところ
であります。地方公共団体においては職員が適切に対応するための要領を定めるよう努める
という努力規定になっております。現時点においては、要領の制定については未定でありま
す。今後も情報収集に努め、必要に応じて要領の制定を検討することとしたいと考えており
ますが、職員として、要領のあるなしに関わらず、障害のある方が不利益を受けないよう
に対応して参ります。

3つ目の障害のある方やその家族からの相談の窓口についてであります、保健福祉課等
を窓口、相談対応がなされるよう対処して参ります。

4つ目に公共施設に対する対応についてですが、既存施設全体の状況を把握するため、
全庁的な取り組み体制を構築して実施して参りたいと考えております。その上で、障害のある
方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁になると考えられる施設については、必
要な公共サービスが提供できるように、障害者差別解消法に基づき、合理的な配慮に対応を
して参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） この法律が25年度に、6月に公布されて、来年の4月から施行
ということになって、その間に啓発活動を行いなさいということ、来年の4月からはこの
法律がきちっと出来る訳ですね。そして先の新聞報道でもですね、この法律自体が知らない
という人が70%いるということで非常に多くの人知らない、中には名前だけは知っている
けどと言うのが6・7%ということで非常に少ない認知度になっているんですね。こうい
ったことでこの啓発活動について、これからどのように行って行くのかお聞かせ願ひたい
と思ひます。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 はい、あのですねただ今の質問にお答えいたします。この法律に基づくですね国
の基本方針が先ほど答弁しましたように今年2月に国で方針を出したところあります。
県を始めですね自治体においては、まだこの法律に基づくこういう要領をですね定めるに
至っていないというのが現状でありますので、町としても先ほど答弁いたしましたように、こ
の法律の要領等に基づきましてですね三春町の地域自立支援協議会等との協議や、こうい
う法律制度が出来たというのは広報紙等で周知をはかって行きたいと考えておりますので、ご
理解をいただきたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 公共施設の施設整備の関係ですが、来年の4月から施行されてこ
れに間に合うように障害を取り除かなければならないということ、かなり時
間が切迫していると思ひます。その辺の考え方があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 ただいまのご質問にお答えしたいと思ひます。公共施設というのは単にですね役
場庁舎とか学校とかそういう箱物だけじゃなくてですね道路とか橋梁とか公共施設といっ
た全般にわたるわけなので、先ほど答弁いたしましたようにこれは全庁的な対応をとい
うこと、でありますので、今の予定でですね町としては今月中にですね三春町公共施設等総合管理計

画策定委員会です。全課長を含めてそういう内部の体制を作って整理検討して参りたい。ただですね来年までにその全部の障害ありというやつがですね対応できるのかという点も含めて財政的な事もありますので、その辺については今後この検討委員会の中で順次検討して進めて参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） この差別の解消のためにはですね、障害者差別解消支援地域協議会というのを設置することが出来るというふうになってはいますが、三春町としてこの地域協議会を設置する考があるのかどうかをお伺いしておきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 ご質問にお答えしたいと思ひます。地域協議会を設置することが出来るというふうになっておるといふご質問ですけれども、これについてはですね、もう少し検討させていただきますと思ひます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 11番小林鶴夫君、質問席に登壇願ひます。

第1の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 議長の許可を得ましたので、先に通告した2件について質問させていただきます。始めはですね、再度戸別式防災行政無線機の難聴対策についてお聞きします。

防災行政無線に関しましては、私は平成19年の12月定例会から次には6年後の平成25年の6月定例会でも質問させていただきました。今回で3回目の質問になる訳ですけれども、昨年のおはですね岩江地区まちづくり懇談会では安全・安心をテーマに行いました。5つのサブテーマがございましたけれども、その一つとしてですね防災無線は戸別式・屋外式とも機能していないとのテーマがございました。それに対する町の回答といたしましては、下舞木2区の一部地域の電波状況を調査したので結果の分析を行って受信状況にばらつきがあり、戸別受信機もアナログ式からデジタル式にして難聴地域の解消に努めるとの内容でございます。

現在のアナログ式による防災行政無線はですね平成9年に導入されてから、はや18年となっております。導入当初から難聴地域が多く問題を抱えたまま運用している。この間町はですね、改善策を進めると言いつつもですね、残念ながら見るべき改善がないまま今日に至っている訳ですけれども。平成19年の12月定例会の答弁によると、導入時の事業費は、約2億9000万、戸別受信機は税抜きで1台3万円と聞いております。町にとってですね貴重な財産でもありますのでこれを有効に活用すべきと思ひている訳でございます。

1つ目にですね現在、一般家庭と事業所に設置されている戸別受信機は、何台設置してありますか。設置率は全体の何%なのか。設置してもですね難聴で困っている台数はどのくらいあって何%なのでしょう。

2つ目に現地調査を委託業者に依頼しているとの事ですが、下舞木2区の外に現地調査を行った所があるのでしょうか。それらの結果がどのような結果だったのかお伺ひます。

3番目に難聴対策は以前、平成19年の12月定例会では、屋外アンテナを設置して解消に努めるとの方針出されておりましたが、平成25年度の6月定例会ではですね、戸別受信機も屋外拡声機と同じくですねデジタル化するとの方針がですね出されました。電波の弱い箇所ですね屋外アンテナにしても根本的に解決にはなりませんのでデジタル化の今後の具体的な計画があれば教えてください。

4つ目にデジタル式戸別受信機を既に設置してあるのかどうか、利用している世帯がどのくらいあるのか。どの位の台数が稼働しているのか教えてください。なお、家庭用テレビも以前アナログ式からデジタル式に変わっている訳ですけども、両者の特徴を簡単に説明いたしますとアナログ式は、電波が弱くなると段々段々雑音が多くなる。テレビでは画面にだらだらだらと点々が出てくる。デジタル式はですねこういうことが無いんですけども、デジタル式は電波が弱くなっても雑音が出ません。けれども、あるレベル以下になると急にすんとと切れてしまう。テレビもですねだらだらした点々は出ませんが、あるレベルになるとすんとと映像が切れてしまう。こういう特徴がある訳ですけども、それらを踏まえてですね答弁をお願いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 まず1つ目の一般家庭あるいは事業所の設置台数からでございますが、現在の設置台数であります。一般家庭においては5,364台、事業所においては213台となっております。設置率は平成26年度末で約97%となっております。難聴で困っている台数であります。町で把握している範囲としては下舞木地区内の50戸前後と推計しております。これは一般家庭設置台数の0.9%にあたります。

2点目の現地調査の件でございますが昨年10月16日、17日の2日間下舞木地区を中心に14地点でデジタル化による改善効果の調査を行ったところでございます。結果として、アナログ受信レベルの不安定な地点が5箇所ありました。この5箇所についてはデジタル化をし、再送信局を利用することにより改善されることがわかりました。

3点目の難聴対策ですが、当面の難聴対策としては、アナログで受信レベルが確保できればアナログ受信機で対応し、アナログで対応できない地域においては、デジタルでの対応と考えております。

難聴地域であった、下舞木地区においては、デジタル受信機への交換を順次行って参りたいと考えております。なお、防災行政無線設置からすでに20年近く経過することから新しい防災情報提供システムについても研究を進めて参りたいと考えております。

4点目のデジタル式の戸別受信機の設置でございますが、これは今年の2月にモニタリング用として1台下舞木地区内に貸出しをしてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 1つ目の質問に対してですね設置台数はわかりました。けれども難聴が下舞木地区で50戸前後と推計しているということなんですけれども、どういう根拠を基にですねこういう数字が出て来たのかなと疑問に思われます。町全体からすればたった0.9%ですよ難聴地域は。これもちよっと疑問に思います。

ちなみにですね下舞木は、行政局は1・2・3・4区ある訳ですけども、その行政区で

下舞木連絡協議会というのを設置している訳ですね。今年も2月から3月にかけてこの防災無線の実態調査をおこないました。4行政区で約810世帯あるんですけども、回収率が65%でしたので、アンケートとしてはまあまあかなというところです。それに基づいた結果を参考までに申しますと、戸別受信機を持っている世帯は74%、約600世帯ですね。設置していない世帯が約23%、約190世帯、実用にならないから廃棄してしまったよという世帯が約3%として24、25世帯は捨ててしまいました。設置している600世帯にですね放送を聞いていますかという世帯はですね51%。放送を聞いていない世帯が49%おおむね半々ということですね。この数字からですね放送を聞いている世帯は、300世帯。800世帯のですね37%なんですね。それもですね雑音を我慢しながら聞いているという結果なんです。この結果については先般、担当部署には提出している訳なんですけれども、先ほど一つ目の答弁とだいぶ食い違うなあという事が感じる訳なんですけれども。

下舞木地区はですね平成9年の導入当初からですね非常に難聴で困っているということ、その間、屋外アンテナにします等いろいろありましたけれども決して具体的には進んでいない。もうひとつですね実はこれは平成25年、約2年前にですね下舞木2区の西ノ内団地という所はおそらく町内で一番家がどんどん増えている所だと思いますけれど、25年の夏ごろですねその団地のですね区長さんと一緒にですね38世帯に同じようなアンケートを取った結果がございます。38世帯で34世帯から回答が得られましたので、回収率90%。その結果としてですね戸別受信機がある世帯が22戸65%、設置されてない世帯が12戸の35%、設置しているけども放送を聞いている世帯はわずか30%、聞かない世帯が約70%、聞かない理由の60%は雑音が多いからという事です。下舞木1・2・3・4区で今回実施した中でもですね雑音が多いから聞かないが60%あるんですね。ですから全体とこの2区の西ノ内団地の一部も同じような結果になっているんですね。それで西ノ内団地でですね屋外アンテナを設置しているのはゼロです。全部付属のロッドアンテナ。この内容も正式文書ではございませんけれども実施した後、町に提出して担当へ報告している訳なんですけれども。まあ先ほどの一つ目の答弁とだいぶ内容が食い違っているなあということで、町としてですねこういう状況を下舞木の難聴地区を18年の間、まあ約20年近くもこの様な状況においてしまっていると同時に下舞木は難聴地区と最初から分かっているんですから新しく来られた方にはですねやっぱりそれなりの対策をですね付属のアンテナでは聞こえないのは分かっているんですからそれなりの対策をして設置するのが常識的ではないのかなと思いますけれども、実際それに対してどの様に考えているのか。現在西ノ内団地も72、3戸になっていますので、2年前よりも約倍に増えているんですね。その新しい家に対しても同じように聞こえない受信機をどんどん渡しているのか、そこらへん分かったら教えてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 再質問にお答えいたします。地元で調査された結果と大きく乖離するのではないかとのお主旨のご質問かと理解いたしました。私どもで調査したのは、専門業者による測定車によります感度、数字に基づいて地図上で地区を選び出して、そこで測定するという方法を取りました。一定の数値を満たしたものは感度が良い、それを下回るものはアナログでは無理だというふうな判断をしております。

先ほどお話しの中にありました雑音がひどく多いんだという先日アンケート結果を私どもは拝見させていただきました。たいへん雑音に関するお叱りは多いというふうに思っております。この雑音について良とするか、不可とするかというところで家のところは入る入らな

いというふうなお答えをされているケースが多いのではないかとというふうに考えてございます。したがって、町でやった数字のデータと実際の人間の耳で聞いた数字と結果として大きな差が出たのではないかとというふうに私どもは考えてございます。

今後、戸別受信機につきましては、運用当初からご本人から申請頂いて、貸出しを行う形を取ってございまして、今も中にございました若干少数な事例として設置していない、あるいは勧奨されなかった、進められなかったということで設置していない方もおられるようですので、とにかく転入時においては戸別受信機の設置を勧奨するようにより一層努めてまいりたいと思います。ただ、いちばん地元のアンケート結果でも多かったんですが雑音に関するご要望、これについては一軒一軒状態が違います。それぞれの自宅にお邪魔して、少しずつ調整して受信感度を上げて行く受信環境を改善して行くという作業が伴いますのでこれについてはある程度時間を要することについてはご理解いただきたいなあと考えております。

いずれにつきましても、このシステムは先ほど答弁で申しあげたとおり既に20年近くたっていると。現在では、メールあるいはテレビの防災情報その他別な手段での防災情報の提供が既に行われておりますので当面はこの防災情報提供システムはデジタルで一部ずつ改善して行くという事を基本といたしますが、近い将来的にはシステム全体のあり方については再考して参りたいと考えておりますのでご理解をいただければありがたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 難聴地域あるいは雑音地域の実際我々の調査した結果と町が業者に推計した結果とだいぶ違うんですが、今の答弁ですと電波の強さで判断しているということですが、実は私、現役時代無線機の設計をしてましたので多少そういう面の知識が、そうは言っても半世紀もたっちゃったんで現在の技術革新では通用しないかもしれませんけれども。

実は平成15年に副区長を拝命した時やはり業者と一緒に電波強度を測定してもらった経験がございます。その経験から言ってもですねとてももう下舞木特に2区あたりですと雑音の強度が少ない、電波の強さって一概に説明するのは難しいけれども、例えば0～100の数字を頭に浮かべていただいてですね60位の数字があれば十分。40位の数字があるとどうにか聞こえる。25ぐらいになるとほとんど聞こえない。下舞木はたしかですね25専門用語でdBμ/mというんですけれども20とか30とか非常に少ないと、ですからこれは最初からですね導入の時から電波強度の検証が間違えちゃったんじゃないかなあと思われますのでですね、ともかく下舞木についてはもう一回電波の強さだけではなくて町としてですねきちっと今回やったようなアンケートを町として採っていただきたいと思います。昨年の岩江地区のまちづくり懇談会でもこのアンケートは町がやりますよという約束になっているんですね。ところが町は一向に動いてくれない。だから今回こういうふうに動いた訳なんですけれども。もう一回町がきちっとしたアンケートを採っていただいてですね実感をつかんでいただきたいと思います。

それでデジタル化も先ほど答弁にもありましてとおり現在アンテナの近くの電波の強い所までデジタル化する必要は無いと思いますけれども、ともかく下舞木、下舞木以外にもローカルには何か所かあると聞いておりますけれども、下舞木についてはもう18年こういう状態です。ですねいつもいつも問題になって、で検討します検討しますと18年言い続けている訳なんでこれはですね町として全面的にですねそして積極的にやっていたらかないと非常にもう不信感を持たれてしまうと思いますのでこの件の把握と具体的な対策をですねきちっとした

日程でお願いしたいと思います。町の考えをお伺います。

○議長 再質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 ご要望は受け止めておりますが、町がアンケートをして改善に努めろということだと思います。先ほどお答えさせていただいたとおり、現在デジタル受信機の切換えを予定してございます。そういった実際の切換えを実施しまして非常に良い結果が出ると予想しておりますがそういった結果を携えて地元で改めてお話しをして必要に応じてその改善策が応用できそうだというようなお話しをさせていただいてそれに基づいてアンケートをして行くという事であればこれは実際に意味があるアンケートなのかと思っております。

即ち改善策を持って地元にお邪魔したいというふうに考えてございます。その日程については現在のところ戸別の受信機の設置の工程はまだ決まっておりますので、それを下舞木全体、あるいは岩江地区全体にどの様に広めて行くかという事については現在の段階ではお答えできませんが、こういった最初のデジタルへの切換えがある程度進んだ段階で日程的なものは立てられるというふうに思っておりますので、それが改めてはっきりした時点でまたお話しをしてみたいというふうに思っております。 以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 先ほどデジタル式の戸別受信機を試行的に一台設置したと。具体的にはどこに設置してですねその結果がどうなのかなと、あとデジタル式受信機の価格っていくら位するのか分かったら教えていただけますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 デジタルの一台だけモニタリングとして貸し出した地区は、下舞木の一本木地区内の一軒でございます。デジタルの戸別受信機の概ねの価格は概算でよろしいでしょうか。約4万円です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) アナログ式が税抜で3万とデジタルは多少機能は高度になっていきますので4万、これは止むを得ないかと思っておりますけれども、もしデジタルに導入してまたいろいろなトラブルがあつてはですね4万というお金、莫大なお金がまた無駄になってしまう事が心配されますので今度こそですね、デジタルに切り替える時はですね十分な電波強度を含めて、十分な検討をして進めさせていただきたいと思っておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 主に感度についてのお話しだと理解しております。まずはデジタル受信機の性能を確認してみたいというのが一点目でございます。その後あまりよく聞こえないという事例が出た場合の対応につきましては、先ほどの一番目のお答えで申し上げた通りさまざまな防災情報の提供のシステムがありますのでそれに投資する費用、あるいは効果を見極めましてそれで判断して行きたいというふうに考えてございます。

たいへん全体的に雑音を中心にお叱りを受けているところでございますが防災行政無線、先の大きな地震の時にもたいへん活躍した実績がございます。是非ともこの実績を勘案頂き

ましてこちらの運用にご理解いただければと思っております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 次は観光PR用自動車ステッカーの導入についてお伺いいたします。

今年のですね、我が町の春の観光客はですねふくしまデスティネーションキャンペーンにもかかわらず、残念ながら減少してしまった訳でございます。滝桜の開花が予想より早まった事が減少の大きな要因と思われましても、それ以外にですね、周辺では花見山の観光地だとかいろいろな工夫をしている訳ですね。昨日の新聞を手元に持って参りましたけれども、平田村のですね芝桜は、今年は12万1千人のお客さんが来たと過去最高になったというふうに報じられている訳ですけれども、平田村もですねここまで持つて行くにはいろいろな努力をされたのではないかなと思っております。一方ですね、三春町も通年観光と言っているけれども残念ながら多くは春の滝桜に依存しているのが状況かなと思われましても。

1つ目にですね、先の3月定例会で9番議員がですね原付バイクのご当地ナンバーについての質問がございました。原付バイクは自動車ほど走行範囲が広くなくですね、また新規登録件数などの検討事項などがあるとの見解でございました。走行範囲の広い自動車のマイナンバー制度というのは行政規模から我が三春町では不可能ですので、観光PR用のですね自動車ステッカーは問題なく可能ではないかと思われまします。現在、自動車ステッカーをですね田村警察署、三春町、三春町PTAが発行している不審者警戒中車という物が見せるまでもなくこのステッカーをですねたくさんの車に貼っている訳ですけれども。こういうステッカーをですね三春町の観光PRにふさわしいような物をですね作成してですね、多くの町民の皆様の方に貼ってもらえればですね、我が町の観光振興に役立つのではないかなと思っておりますので当局のお考えをお伺いいたします。

2番目にですね、これを具体化する時はですね、全国的に原案を募ってですね、同時に謝礼も奮発して、福島ガイナックスさんにですね原案に基づいて更により良いステッカーとしてですね、その作成過程をですね、全国的に話題を提供すればですね、それだけでもですね、観光振興に役立つのではないかなあと思われまします。現在ネットで検索しますと、現在実施中のふくしまデスティネーションキャンペーン用の、実際はこの大きさじゃなくもっと大きいんですが、ネットからちょっと拾って来たんですが、ようこそ福島へ福が満開福のしま、これがですね車用のステッカーとして出されております。検索すると小さい画面ですがこれが1,000件ぐらい出てくるんですね。けれどもこの中で自治体独自でですね観光PR用としてやっているのはどうもない感じなんです。意外と思ったんですけども、ですからこのステッカーは企業だとかイベントのPRだとかが主体で、自治体自身が観光PRとして作っている事が無いんですね。これを具体化すれば多分全国初めてになると思うわけでありまします。その話題性も結構役立つのではないかなと思われましますので、もし具体化に関しての見解がございましたらよろしくお願ひいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただ今のご質問にお答えいたします。今年の春の三春滝桜への入込客数は、18万1千人で、昨年の2割減となりました。これは、開花が早まったことや見ごろの天候が不順だったなど、いろいろな要因が考えられます。

確かに、観光には積極的なPRが、より効果的であると考えております。三春町観光協会と三春まちづくり公社が合流をいたしまして、半年が経過をいたしました。公社では、既存の観光事業の見直しや新しい観光事業の開発など、様々な議論を行っております。これに町も加わって新たな観光事業にも取り組んで参りたいと考えております。また、平成26年・27年度には、公益社団法人であります日本観光振興協会による「魅力ある観光地域づくり推進モデル事業」の採択を受けまして、年間を通して三春の魅力を発信できる通年型観光に向けた事業計画づくりを行っておるところでございます。

この中で、自動車ステッカーのみならず、観光PRにはどのような媒体や手法が効果的であるか等費用対効果なども検証しながら、総合的に判断し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 今の答弁ですと、費用対効果を検証しながら総合的に判断し検討して参りたいと、まあ具体的にやるのかやらないのかちょっと明確ではございませんけれども、ぜひ具体化という前提で述べさせていただきたいと思えます。

現在、先ほども言ったとおり我が町は滝桜、これは誰でも知っている訳なんですけれども滝桜以外に通年観光にふさわしい中身、現在一般の人にですね愛姫の事を聞いてもあんまり若い人は知らない人が結構多いんですね。伊達正宗の正室が三春から出ているよと言うと、えっそうなんですかと。この間2、3日前に東京で小学校のクラス会があってこの事を話したんですけども、我々の世代でも知らない人が結構いる事も分かったもんですから、まあ例えばこれを具体化する時はですね、こういう物を入れてくださいと何か限定してですね、ただ募集するんでなくてこういうアイテムを入れてください、というような事を入れてですね募集するのも良いんじゃないかなと思ってますし。あとこれはちょっと私の個人的な話で恐縮ですけども、今ホームページを開くとトップにですね、今花開く小さな城下町三春というのがぱっと出てくるんですね。ところが数年前にやはり東京から友達が来た時にですね、小林君城下町の雰囲気ってどこにあるのと問われてですね、うーんと返事に窮した経験があるんですけども、まあ観光というのも何かこうストーリー性があると話しもしやすくなる、見に来た人も何か面白くなるという事ですね、先ずこのステッカーを作る場合はですね、たった一枚じゃなくてですね最低でも2枚、あるいは3枚位同時に作って何かこうPRすればですね良いんじゃないかと思えますけども、お考えがあったらお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただ今の再質問にお答えしたいと思います。三春には滝桜以外にもいろいろな観光の要素があるかと思えます。現在いろいろどういった物がその通年型にふさわしい物かというものを今回のデスティネーションキャンペーン等も良い契機ですので発掘又は磨き上げというのをいろいろと検討しているところでございます。

おただしの愛姫につきましても大河ドラマの時期にはかなり有名になってございますけれども、仙台とかではかなり取り上げている事例もございます。そういったのも参考に今後検討して行きたいと思えます。

おっしゃるようないろいろなストーリー性という事であれば、いろんな形のPRの仕方そういったのがあるかと思えますのでそれも含めて総合的に検討を進めて参りたいと思えます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 前向きな答弁と感じられます。私過去に観光PR用のDVDを作
ってPRしたらという事を何回も一般質問をさせていただきまして、それを作るのに約3年以
上かかっているんですね。作ってからそれを一般販売して滝桜のお客さんに売ったら通年観
光に役立ちますよと言ってもう2年経っているんですね。けれどもまだその気配がない。
という事ですね、何かこうスピード感というものが民間企業に比べれば極めて遅いなあ
というふうな気がしますのでね、これもですね具体化する時は、本当にスピード感を持って
すねお願いしたいなあと思っております。

あともう一つですね、たまたま昨日の新聞に須賀川市が町の封筒にですね企業のPRを入
れたと町の封筒に、そしたら結構財源になりましたよという事が書いてありましたので、こ
の観光自動車のステッカーもですね、大きくは入れられませんがですね、商工会とか、
まちづくり公社等もいろいろ相談してですね、ステッカーに町の企業や店舗のですね、PR
も入れてそこからお金をいただく様にすればですね、町の財源にも助かるんじゃないかなあ
と思いますので、そこいらへんの考えについてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えいたします。観光用のPRDVDにつきましては作
成をしまして、配布などは主に旅行代理店とかそういった所にさせていただきました。あと
はイベント等での放映という事を行っておりました。

おただしのおりそういったPRも進めて行きたいと思っておりますので、今後検討させていた
だきたいと思っております。あと、企業の物という事でございます。広報等には企業のPRのため
の広告がございます。そういった物も今後、こういった物が出来るか検討を進めて参ります
ので、よろしくお願ひいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 10番佐久間正俊君、質問席に登壇願ひます。

第1の質問を許します。

○10番（佐久間正俊君） ただ今議長より許しを得ましたので、先に通告をいたしました
2点について質問をしたいと思ひます。

先ず1点目ですけれども、三春町の人口減少について。先ほど5月5日の福島民報新聞に
県内市町村の人口減少が報道されました。27年4月1日現在、我が三春町は258名減少
となっております。現在町の人口は、1万7千数十名位になっているだろうと思っております。
1万6千台は目の前に迫っている中、現状維持を考えるならば思い切った政策が必要だ
と強く思ひますので。

そこで1番目、これまでの町の人口減少に対し、町としてどのように考えているのかお聞
かせ願ひます。

2点目、町内にマイホームが欲しいと言う若い人が多いと思ひますが、土地が少なく。土
地がないという事で、町の考えをお聞かせ願ひます。

3点目、人口減少に対し歯止めをかけるには、町の考えをお聞かせ願います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 10番議員の質問にお答えいたします。人口の減少については、町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地元経済や町財政にも大きな影響を及ぼす深刻な問題であると考えております。

住宅建築のために土地を求める方の対応については、民間の宅地のほか、町の分譲地の販売促進や空き家等情報窓口設置制度による空き地の情報提供等に努めております。

人口減少対策については、定住促進や少子化対策、雇用の確保など、様々な対策が必要と考えており、第7次三春町長期計画に基づく総合的な施策を推進していきたいと考えております。

長期計画の施策のなかで、定住促進のための施策については、個別の計画である三春町定住促進計画に基づき「民間賃貸住宅の建設を促進する事業」や「賃貸住宅の家賃を助成する事業」などを実施しておりますが、本計画は平成27年度までの計画となっており、本年度中に計画の見直しを行うこととしております。その計画の見直しにおいて、定住促進施策の一層の充実を図り、人口減少化対策に資する計画にしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君！

○10番(佐久間正俊君) 町分譲の件についてでございますけれども、特に若い人がですね、土地が本当に建てる所が少ないというふうな話しも聞きますので、特に若い人が建て易い環境づくりをしていただきたいと。

それとですね、空き地の情報提供なんですけれども、どの様に情報を集めるのか、2点お聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 まず1つ目の若い人が建てやすい環境づくりをという事ですが、町内に空き地がまだある程度の数があるというふうに私どもでも数々の資料から判断してございます。そういった空地の情報とそういった若い方のニーズに合したマッチングで今後進めていきたいというふうに思っております。

その一例といたしまして、空き家等の情報窓口設置、総務課の方に担当のグループがございまして、その中で地主さんから寄せられた空地の情報、あるいは町外から三春町内にそういった空地などを求める情報そのマッチング等の仕事をさせていただいております。

いま現在、空き地に関する登録につきましては、今現在では10件保有してございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(佐久間正俊君) 第2の質問についてでございますけれども、空き家対策について、総務省がですね放置された空き家を自治体が所有者に適正な管理を促す条例を定め、空

き家を登録し、移住者に情報を提供するという事になっておりますけれども。

そこで町内で空き家の戸数は何件あるかお聞かせ願いたいと思います。

2番目、特に危険な空き家が何件あるかお聞かせ願います。

3番目、強制撤去を可能としたことにより警告を受けた物件は固定資産税の税額が最大6倍となる。町の考えをお聞かせ願います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 先ず、空き家対策の一点目、町内の空家の戸数でございますが、空き家につきましては平成25年度に行政区長さんあるいは、組長さんのご協力いただきまして外観による調査を実施してございます。その結果として、空き家住宅については281件ございました。

2点目の特に危険な空き家の数ですが、この281件の空き家につきましては現在、所有者の確認や現地調査を実施しているところでございます。具体的な件数についてはこれから明らかにして行きたいというふうに考えてございます。

3点目の強制撤去を可能とした事、あるいは固定資産税の税額の優遇の廃止というふうな点でございますが、関係法律が空き家対策特別措置法でございます。これが本年5月26日全面施行となり、倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家等を特定空き家としており、町は所有者に対し助言・指導のみならず勧告、命令を行うことができることとなりました。

特定空き家と判断され、撤去・修繕などの指導を受けながら改善されない場合、勧告をすることとなります。勧告を受けると、固定資産税などの住宅用地特例から除外され、固定資産税の軽減措置が廃止されるものであります。特定空き家の指定にあつては、地域の実情を勘案しながらガイドラインに沿って手続きを定めて参りたいと考えております。

この、固定資産税の軽減措置は昭和48年当時、高度成長期の人口増に住宅の供給が追いつかず、宅地化を促進させる目的で取り入れた制度でありましたが、少子高齢化時代を向かえ適切な管理がされない空屋等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況を踏まえると、今回の空き地空き家対策特別措置法は、生活環境の改善や空き家等の活用のためには必要な法整備であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君！

○10番(佐久間正俊君) 固定資産税の件なんですけれども、国では最大6倍という事が新聞に載ってございましたけれども、町の方とすればどの程度なのかも分かればお聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間税務課長！

○税務課長 今のおただしの件につきまして、回答させていただきたいと思います。現在固定資産税につきましては、先ほども説明がございましたように、居住用の目的の物につきましては、200㎡までが、6分の1となっております。それからそれを超える面積につきましては、居住用の面積の10倍まで、こちらにつきましては3分の1という事になってございます。

ですので、先ほどのお話しでございますけれども、その特例が外れることとなりますので

その分が最大、例えば200㎡の建物でありますと6倍になるという形になるかと思えます。
以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1番・山・夫君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(・山・夫君) 議長の許しを得ましたので、先に通告しておきました2点についてお尋ねをいたします。先ず最初にですね、ふるさと応援寄附金についてであります。

この制度を利用いたしましてですね、年間に約12億円の寄附が届いた自治体がございます。税収減に悩む当町でこの制度を活用しない手はないと思って質問をいたします。取り組みについての方針について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 1点目のふるさと応援寄附金についてでございます。

ふるさと応援寄附金につきましては、ふるさとを応援したいという思いから頂いた寄附金を活用して、豊かな地域社会の形成や住民福祉の増進を推進する制度でございます。その趣旨から、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用されているところであります。

総務省では、高額又は返礼割合が高い返礼品等の送付については当該寄附金の趣旨に反するものであり、行わないように各自治体に対して要請をおこなっている状況であります。

昨年度までは、三春町においても当該寄附金の趣旨を踏まえつつ、寄附された方への三春町への思いに対しての御礼として、三春町産の野菜などを添えて御礼状をお送りして参りました。制度の浸透に伴い、件数、金額とも増加してきており、また、昨今の他自治体等の状況も鑑み、御礼品の見直しを行って参りました。

今年度からは、ご寄附頂いた方に、三春町産の米や野菜等の農産物、お菓子や素麺、清酒、民芸品等の中から一部御礼品の選択を可能とし、感謝の気持ちをお伝えするとともに特産品のPRもおこなえる内容としております。

今後とも、ふるさと応援寄附金の趣旨を尊重しつつ、より多くの方に三春町を応援して頂けるよう、制度の充実や広報活動に努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

・山・夫君！

○1番(・山・夫君) ふるさと応援寄附金ですね。先ほど、当該の寄附金の主旨に沿わないと反するものであると自粛するよという話がありました。でもこれはですね人間の欲望と言うんですか煩惱と言うんでしょうかねやはりそういった物に引かれるんですどうしてもね人間というのは。

それから寄附金をすることによって税額控除があるという事もあります。そういった事で政府はむしろね今年から倍にしている訳です。そういった事でさらにいっそう拡大傾向にあるのではないのかなというふうに思っております。そういう中で町として今年度の予算も前年度に比べるとかなり少なくなってきました。ですから積極的にですねむしろ取り入れてですねこの制度は活用すべきではないのかというふうに思います。商工観光ですね、それから農業関係者そういった方々ですね良くていろんな話等も、意見等も頂戴しながらですね、多方面の方々の意見を頂戴して町は積極的にこれを取り入れて財源確保に努めるべきではな

いかなというふうに思っております。

現在の予算措置でね町民の要望に町は十分答えられているのかなというふうに思っているんだっただけこのままで私は良いと思いますが、私はそうではないと思います。財源確保にねどれだけ町が真剣になって考えているか、これがこの中で問われる事だと私は思っているんですね。ですから町民が本当に要望しているものに対して町が対処できる予算措置を取るためにも、ぜひ拡大の方向を検討して欲しいというふうに思います。ご意見をいただきたいと思えます。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。今、課長からもありました様にですね、このふるさと納税、返礼品を目当てにですね、全国的にかなりエスカレートしてきていると、そういう事に納税の主旨に反するような状況が全国的に起きているという事で国も総務省もですね、それに歯止めをかけようという考えに立って各自治体に自粛を呼びかけて来たところというふうに思っております。

町としてはですね、税収はこれで十分なんだとそういう考えは持ってはおりません。ただ、そういう返礼品のエスカレートする様なそういう納税の主旨に反してまで、町はどこまでやったらいいのかという事では非常に内部でも議論はしておりますけれども、ふるさと産品を送ったり、先ほど課長が説明した様な方法でPRはしておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

・山・夫君！

○1番（・山・夫君） 町の方針がそうであるんならば止むを得ないのかも知れませんが、ですけども、ぱっとインターネットでその所へアクセスしますと、もう昨年とはまた全然変わった画面が出てきております。各自治体ともやはりこの制度は活用すべきだという意識が高まっていると思えますね。各小さい町ほどいろいろな品揃えをしてですね、金額に沿って返礼品を準備しています。そういった事を町は考えて行かなくちゃいけないんじゃないでしょうかね。

つい先ほど会津若松市ですか、3万以上について返礼品を出すとかいうニュースがありました。全てが高額な物を返すのではなく金額に応じて返すというようなバラエティーに富んだ政策を採っていけば、決して過度な返礼品競争には巻き込まれないというふうに思えますので、その辺を研究して行くべきではないのかなというふうに思えます。その点についてお考えを伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 今のご質問にお答えいたします。各自治体とも非常に活性化しているというふうなご指摘かと思っております。また、金額に応じた返礼品を考えてはという事でございます。先ほど答弁の中でもその一端をお答えさせていただきましたが、今回改善した内容として、金額に応じた返礼品の内容を替えてございますので改めてご紹介いたしたいと思えます。

先ず、1万円から3万円未満につきましては、三春町産の白米を10キロ又は、三春のお菓子の詰め合わせ又は、三春のお酒と、この場では簡単に3択と呼ばせて頂きます。これを

基本といたします。次の段階の3万円から5万円未満につきましては、ただいまの3択に合せてその中の1つプラス全ての方に三春産の野菜の詰め合わせを送ってございます。更の上5万円から10万円未満の方につきましては、基本の3択の他に三春町産の野菜の詰め合わせ2つ目に三春素麺の詰め合わせを送るという事にしてございます。10万円以上の方につきましては、先ほどの3択を基本に三春産の野菜の詰め合わせ素麺の詰め合わせ三春町の民芸品をお付けするという事で、若干ではございますが改善はさせていただいているところでございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○1番(・山・夫君) 健康長寿への取り組みについてを質問いたします。

平均寿命と健康寿命の差が大きい程、医療費が増大すると言われております。平均寿命と健康寿命の差を縮める取り組み等について伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

○町長 質問にお答えします。健康寿命を延ばす取組みとしては、病気の予防と介護予防の二つの柱があります。

まず、病気の予防についてですが、生活習慣病を早期に発見し改善するため、健康診査の受診率向上と健診結果に対する保健指導の充実が挙げられます。

町はこれまで、受診勧奨を行い、休日・早朝健診や医療機関で行う施設健診の実施など受診機会の拡大に努めてまいりました。更なる効果を挙げるためには、早い段階から、町民の一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ってもらうことが大事と考えます。そのために、各地区の現状や健診の重要性を説明し、健康管理の意識が高まるよう進めて行きたいと考えます。

次に、介護予防の取組みについて申し上げます。介護を受けずに生涯現役で過ごすためには、生きがいを感じる活動を持ち、積極的に身体を動かし、人との交流を保っていけることが第一と考えます。そのためには、高齢者が社会参加できる仕組みづくりや、健康で身体を動かせる機会を作ることが大切と考えます。町としては、生涯スポーツの普及やシルバー人材の活躍の場の確保などに取組み、健康で自立した生活が長く保てるように工夫してまいります。同時に、介護状態を予防するために必要な講座を積極的に実施するなど、介護予防方法の普及に努めてまいります。

より健康で自立した生活を送るためには、まずは町民各自が健康管理について自覚を持ち、地域ぐるみで取り組んでいただくことが不可欠でありますので、今後とも、町の現状をしっかりとお伝えしながら、共に考え取り組んで参りたいと考えます。

○議長 質問があればこれを許します。

・山・夫君!

○1番(・山・夫君) 国の平均寿命ですね健康な時と、健康寿命と平均寿命の差ですね国は男性が9才ですか、女性が12.4という数字を発表しております。町としての今後の健康寿命と平均寿命の差、町民のですねそれは何才ぐらいになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、介護状態を予防する必要な講座という事ですけども、どの様な講座を開催し

ているのか、それはどの様に伝播されているのかお尋ねしたいと思います。それから各自の町民が健康管理についてですね自覚持つという事ですね。これは健康なうちにやっておかないと出来ない事だと思いますので、健康管理票とかそういった物が作成出来ているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 先ほども申し上げましたが、自分の健康は自分で守るこれが基本なんですね。日本は世界一の長寿国になったとは言いながら、議員がおっしゃるようになりますね、寿命と健康寿命の差があまりにもあり過ぎる、その間は介護を受けているあるいは家族や何かに世話になっている訳ですね。この健康寿命を伸ばすことによって介護を受ける期間を短くする。

ご承知のとおり国では介護保険制度の見直しを行いました。第6次の計画の中でですね要支援1、2を介護保険から切り離すという制度になりました。これは国でもこのまま行ったら介護保険制度が持ちきれないという状況判断しての事なんだというふうに理解をしている訳でありますけれども、その1、2は今度は市町村が世話をしなさいと介護保険制度から離してですねそういう制度になりました。27、28、29年度の3年間でそれぞれの自治体が介護保険制度の計画をしっかりと立てて、責任を持って世話をしなさいとこういう事なんですね。

ですからこの健康寿命をいかに延ばすかという事は非常に重要な行政課題でもあります。これは町民一人ひとりがそういう自覚を持ってもらわないと、いくら町が旗を振っても難しい、というのは国民健康保険の検診の受診率がなかなか上がらないんですね。いくら町がPRしても上がらないですね。40%前後位でねですからそういう事を考えてですね、過日各地区のまちづくり協会長との会議で、まちづくり協会の活動の最たる部分に採り上げて欲しいと各地区に保健福祉部会というのがありますそういう部会を中心にですね、健康づくり活動これをしっかり取り組んで欲しいというふうな要請をしました。

それから町では今、にこにこ元気塾というのを各地区毎に開催をしておりますけれども、これは元気な人つまり介護予防事業なんですね。非常に参加されている方から好評を得ておりますけれども、もっともっと多くの参加者を募ってですね、出来るだけ介護を受ける期間を短くしたい。そうでないと介護保険制度も行き詰ってしまうし、かといって施設をいくらでも作れるという状況ではありません。ですから介護保険料、元気な人達が納める介護保険料も自治体によってまちまちであります。施設を作れば施設サービス料が高い関係で介護保険料の負担が上がります。ですから町では施設整備と介護保険料のバランスを考えながら、施設整備を進めてきている訳でありますけれども、いろいろそういう事を総合的に勘案してですね、基本はやっぱり自分の健康は自分で守るという住民運動にして行きたいとそういうふうに考えておりますのでねよろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長 佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。健康寿命の関係ですが、健康寿命の算定の方法がいく通りもあるという事が言われているようでございます。そのため1つに絞って何才というふうな表現がし難いところが現状であろうと考えております。ただ、全国平均の健康寿命との差そういうものについては、三春町も同じような状況にあるかというふうには思っております。

それから講座の実施している内容についてのご質問でしたが、現在身近な場所で健康づく

り活動を展開する事が出来るようにするため、歩行運動のスクエアステップリーダー講習会あるいは、栄養改善面からのヘルスマイトリーダー養成講座、そういった地区で自分たちが身近な場所でそういったリーダーが習得した技能を伝達しながら健康づくりが出来るようにというふうな事で、今年度実施しております。まだ実施の最中でございますので、終了しましたら各地区においてそういった伝達、あるいは自主的な取り組みが出来るように推進を図って行きたいと考えております。

それから健康管理関係についてのおただしでしたが、検診事業を毎年実施している訳ですが、それぞれの個人毎の検診データを管理いたしておりますがそれらの蓄積、変化の状況といったものを見ながら必要な方についてのアプローチ等もしているところでございます。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

・山・夫君！

○1番（・山・夫君） 先ほど、検診の受診率が出ました。40%前後、毎年そうなんですけれども、なぜ40%なのかということをもどの様な検証しているのかお尋ねしたいと思います。

それからですね、健康診断を受診した方には結果票が送られますね。それがあのやつをこう見て行くとなかなか一目には分からないと思うんですね。ですから簡単な分かり易いような表を町で作ってそれに転記できるような物を作成すれば、早わかり表みたいなのがすごく分かるのではないかなと自分自身の健康が去年と比べてこうなっている、ここはこうなっているとかといった所が一目瞭然になる様な管理票を作成して配布してはどうかというふうに思いますけれども。

なお、受診率が低いというのはこれはどの様に分析されているのかそこを検証しているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 受診率について分析して検証しているのかとこういう事でありましてけれども、特に具体的な検証はしておりません。ただ考えられる事は、町ではかなり受診率向上に向けて、これは国保関係ですけれどもPRしたりしているんですけれども、それでもそんなに受診率が上がらないという事は、検診を受ける人は毎年受けることにして決まっているという、受けない人は自分に健康をね検診なんて受けなくても大丈夫なんだと、いうそういう過信的な考えもあるんじゃないかとそんな気がしないでもない訳であります。

健診を受けて病気は早期発見早期治療なんですよ。これがいちばん大事だと思うんですね。手遅れになってばっかり重病になってしまう。むしろ今日こういう一般質問してもらったおかげで、私はこういう話しが出来るという事をたいへんうれしく思います。町民の皆さん方に検診は受けて欲しいという願いを申し上げてこれ以外の答弁は、担当の課長にさせます。

○議長 佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 検診結果の状態の変化について一目瞭然に分かるような表に取組んではというふうな事かと思いますが、こちらにつきましては、例年の数値の変化の通知票と合せて肺だったり胃だったりという所の部門部門の状態が問題がありますよとか、再検査なりをしていただく必要がありますよというふうな文言での表示と両方を使ってお知らせをしている

かと思えます。

議員さんがご指摘のとおりまだ分かりづらいというふうな所があるようであれば関係業者と検討を加えてさらに見やすいものに検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長 今、チャイム鳴っていますのでチャイムが終わり次第このまま続けて行きたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

・山・夫君！

○1番（・山・夫君） 先ほど町長の方から受診する人は決まっているんじゃないかというふうな話しがございました。という事は、受診しない人は分かっているんですね。という事は受診しない人を追跡調査すればですねその方たちにも受診の機会はある訳ですね。そういった事をしない限りは、受診率が上がるという事は考えにくいと思うんですよ。

そういう原因が分かればそれに対処できるんですね。既に先ほどの回答ですと受診する人は決まっているんだと。じゃあその他の人に対してどういうアピールをするのかと、結局受診しない人に何のアピールもしないただ文書を送るだけでそれでおしまいと、施設も出来まずよと集団検診出来ない場合は施設でも出来ますよという文書を送達しただけで、はいそれでおしまいという事だからこういう結果だと思うんですね。ですからそういった事が分かるんですからちゃんと後始末をすると、追跡をするという事が重要だと思います。

それからスクエアステップですかヘルスマイトとかリーダーがいると、養成しているという事ですけどこの方たちが地域に戻ってどういう活躍をしているのかこの方たちが、資格者が伝播しているのかどうかそういうシステムが出来ているのかどうかその辺について伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。未受診者に対しての追跡の勧奨は行っているのかというふうなおたただしだと思います。受診結果が出た後、未受診者に対しては施設検診の受診券を送付しております。さらに、これにつきましては夏頃発送する訳ですが、それ以後秋には受診勧奨の電話をさらに行って受診を促しているところがございます。それでも数値が上がらないというところにつきましては、機会を捉えながら呼びかけをして行くようにして行くしかないのかなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それから今養成しているスクエアステップあるいはヘルスマイトそれぞれのリーダー講習会。今まさに実施しているというふうな事で答弁をさせていただきました。スクエアステップリーダーにつきましては、昨日終了し全日本の協会の方から認定書が交付されました。ヘルスマイトの方は現在取り組み中でございますので、これから習得されるように講座を持っております。募集する時に公募とまちづくり協会の推薦というふうな事で両建てで募集しておりますので、終了後は必ず地域に戻って伝達の講習あるいは活動を展開していただきたいというふうな事を事前にお知らせしながら募集をしておりますので、終了後はその様に活用ができる様に指導して参りたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

……………・散 会 宣 言 ・……………

○議長　これにて一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので散会といたします。

ご苦勞様でございました。

(午後 1 2 時 0 7 分)

平成27年6月10日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 山 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 本 多 一 安
7番 儀 同 公 治	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 佐 藤 一 八
16番 日下部 三 枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收 書記 渡 辺 慎 哉

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	佐久間 幸 久
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	本 間 徹	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農業委員会会長	宗 形 義 匡
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年6月10日（水曜日） 午後2時00分開会

議案第50号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第51号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第52号 幼稚園等遊具更新工事（幼稚園）請負契約について

議案第53号 町道路線の認定について

議案第54号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 57 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議案第 58 号 平成 27 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 59 号 平成 27 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 60 号 平成 27 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 61 号 平成 27 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 62 号 平成 27 年度三春町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 63 号 平成 27 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後 2 時 00 分)

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

……………・付託議案の委員長報告 ・……………

○議長 日程第 1 により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6 月 4 日に日程設定を行い、6 月 8 日、9 日及び 10 日の 3 日間、第 1 委員会室において開会いたしました。

議案第 51 号、専決処分につき議会の承認を求めることについて。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第 58 号 平成 27 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6 月 4 日に日程設定を行い、6 月 8 日及び 10 日の 2 日間、現地調査を含め第 4 委員会室において開会いたしました。

議案第 53 号 町道路線の認定について。

議案第 55 号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 56 号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 3 案について建設課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 58 号 平成 27 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について

建設課長、産業課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 62 号 平成 27 年度三春町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第63号 平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について
以上2案について企業局長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。
慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。なお、本委員会は、6月4日に日程設定を行い、6月8日、9日及び10日の3日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第50号 専決処分につき議会の承認を求めることについて。

議案第54号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第60号 平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

以上4案について、保健福祉課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。
慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり承認及び可決すべきものと決しました。

議案第52号 幼稚園等遊具更新工事（幼稚園）請負契約について。

教育次長の出席を求め本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 平成27年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長及び保健福祉課長の出席を求め本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、旧三春中校舎解体工事については、工法等は残す校舎の今後の活用方法等を考慮し、十分検討し無駄のない方法で行うよう意見を付して所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第57号及び議案第61号の2議案につきましては、委員会に付託せず全大会で行ないましたので、申し添えます。

……………・議案の審議……………

○議長 日程第2により、議案の審議を行います。

議案第50号 「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議案第51号 「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議案第52号 「幼稚園等遊具更新工事（幼稚園）請負契約について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第53号 「町道路線の認定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第54号 「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と
いたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第55号 「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第56号 「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第57号 「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることにて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 意義なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、影山福夫氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することに、同意することに決定いたしました。

議案第58号 「平成27年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第59号 「平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第60号 「平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第61号 「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第62号 「平成27年度三春町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第63号 「平成27年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に提出された議案は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 6月定例会に提案をいたしました全議案承認、同意、可決をしていただきまして本当にありがとうございます。これからもスピード感を持った行政運営に務めてまいりたいと、このように考えておりますので、議員の皆さん方のご鞭撻とお願いを申し上げてあいさついたします。

ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成27年三春町議会6月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

(閉会 午後14時23分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月11日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 50 号	専決処分につき議会の承認を求めることについて (三春町国民健康保険税条例の一部改正)	全 員	承認
議案第 51 号	専決処分につき議会の承認を求めることについて (三春町税条例等の一部改正)	全 員	承認
議案第 52 号	幼稚園等遊具更新工事(幼稚園)請負契約について	全 員	原案可決
議案第 53 号	町道路線の認定について	全 員	原案可決
議案第 54 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 55 号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 56 号	三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 57 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第 58 号	平成 27 年度三春町一般会計補正予算(第 1 号)について	全 員	原案可決
議案第 59 号	平成 27 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について	全 員	原案可決
議案第 60 号	平成 27 年度三春町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について	全 員	原案可決
議案第 61 号	平成 27 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第 1 号)について	全 員	原案可決
議案第 62 号	平成 27 年度三春町水道事業会計補正予算(第 1 号)について	全 員	原案可決
議案第 63 号	平成 27 年度三春町下水道事業等会計補正予算(第 1 号)について	全 員	原案可決